

# 同時代史学会 News Letter

第 38 号 (2021 年 11 月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

- ・ [告知：2021 年度同時代史学会大会のご案内](#)
- ・ [告知：第 30 回関西研究会のご案内](#)
- ・ [研究会の記録：第 49 回定例研究会](#)
- ・ [研究会の記録：第 29 回関西研究会](#)
- ・ [編集後記](#)

## 【告知】

# 2021 年度同時代史学会大会 「医療の同時代史」

2021 年 12 月 11 日 (土)

オンライン開催 (Zoom)

参加方法やタイムテーブルなどの詳細は、会員メーリングリストおよび  
学会 Web サイト (<http://www.doujidaishi.org/>) でご案内していきます。

## 【告知】2021年度同時代史学会大会のご案内

日程：2021年12月11日（土）

具体的なタイムテーブルは学会 Web サイト (<http://www.doujidaishi.org/>) をご確認ください。

### 〔自由論題報告〕

牧野良成氏（大阪大学・院）

「日本労働組合総評議会大阪地方評議会における地区共闘組織の通時的検討」

#### 〈報告概要〉

1950年から89年まで左派系労働運動を牽引した日本労働組合総評議会（総評）は、中小企業労働者の組織化や政治運動の大衆動員など地域闘争の拠点となるべき存在として、都道府県内の地区単位でつくる連絡協議体（以下「地区共闘組織」）を位置づけてきた。これら地区共闘組織は通例「地区労」と総称されるものの、その呼称や性格は全国的に一様ではない。地区共闘組織には、各地の状況下で自生的に発足した例が多く、総評結成後に系列化が図られた側面があるためである。本報告では、総評大阪地方評議会（1951～89年）が府下の総評傘下組織のみで構成した地区共闘組織「地区協議会」「地区評議会」の編成と活動の実態を、通時的に検討する。検討にあたっては、総評中央の方針の変遷はもちろん、右派系勢力との対抗関係をはじめ戦前・戦後の大阪に独特な諸点にも留意するとともに、地区共闘組織の存在や施策が後年の運動に何をもたらしたかを考察する。

### 〔全体会〕「医療の同時代史」

#### 〈研究報告〉

佐藤沙織氏（尾道市立大学）「戦後日本における医療の福祉的機能」

高岡裕之氏（関西学院大学）「1960～70年代の「国民医療」と「医療の社会化」」

#### 〈コメント〉

廣川和花氏（専修大学）

中北浩爾氏（一橋大学）

#### 〈趣旨文〉

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まって、2年が経とうとしている。

つとに指摘されてきたことであるが、2011年の東日本大震災はそれ以前から進行していた地域衰退と社会矛盾を可視化する作用をもたらした。それと同様に、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行とそれへの対応のあり方には、各国において歴史的に形成されてきた社会文化的構造と、近年蓄積されてきた政治経済的矛盾とが反映している。グローバ

ルな感染症によって、私たちは自身の拠って立つ社会の特質と矛盾とに向き合わざるを得なくなっているのである。

検討課題を日本に限定しよう。大都市圏への人口集中と、日常的に中長距離の通勤・通学の移動を強いられる都市構造。流動的なヒト同士の接触を必然化するサービス業の構成比が高い産業構造。内外のヒトの移動と交流を核心とする旅行サービスの需要喚起を、経済成長の一つの柱と位置付ける産業政策。少子化・高齢化に伴う労働力不足に直面して、なし崩しで進行する外国人労働力移入政策等々。近年の日本には、グローバルな感染症が国内を蹂躪する条件が、十分すぎるほど出揃っていたと言える。にもかかわらず、そうした感染症に対処するための手段である保健医療システムが十分に機能していないことが、このパンデミックで可視化された一つの、しかしとても重要な問題であった。

なぜ、世界有数の病床数を抱える日本で、コロナ発症患者が入院できないという事態が続発するのか。この間、報道などでも盛んに論じられたこの問題に、今のところ納得し得る有効な説明は与えられていない。喫緊の課題に対して、「まずはどうすれば良いのか」、対症療法を迫られるからである。

では歴史研究者がこの問題に向き合うためには、どのようなアプローチが可能か。それは、「なぜこのような構造が形成されてきたのか」を、歴史的な視点から問うことであろう。歴史研究者は、今回のパンデミックに対して、直接的な貢献はできないだろう。しかし、「なぜこのような構造が形成されてきたのか」を、いま問うておくことは、中長期的には今後も続発することが十分に予想される次のグローバルなパンデミックに備えるために、歴史研究者がなし得る重要な知的貢献である。

とはいえ、すでにこの問いについても、盛んに議論が提出されているように見える。その多くは、新自由主義改革がこうした事態をもたらしたのだ、というものである。すなわち、病院よりも早く機能不全に陥った保健所は、保健所法から地域保健法への転換を契機に各地で削減が進行し、それがコロナへの初期対応を困難にしたのだ、あるいは、現在のコロナ病床の多くを提供している公立病院は、この数十年間、縮小・再編され続けてきたばかりか、今回のパンデミックの直前に厚労省は公立病院の大規模削減を含む再編政策を打ち出していた、などといった議論である。こうした論点は、もちろん厳しく追及し続けなければならない。

しかし、今日の困難な事態の要因をすべて新自由主義改革で説明できるだろうか。これが、今大会で私たちが議論したい最大の“問い”である。新自由主義改革が感染症対応の最前線の現場を疲弊させる大きな要因になったことは確かだろう。だが、問題の要因はより重層的であり、それ以前から構造的に形成されていたのではないか。少なくとも戦後日本における医療体制の形成過程と、1970年代における何らかの変容を踏まえなければ、その後の新自由主義改革も、今日の困難な事態も、的確に理解できないのではないか。

今大会は以上のような問題関心のもと、以下のように、お二方の研究報告と、お二方のコメントによって構成し、議論を深めたい。

まず佐藤沙織氏の報告では、戦後日本における民間病院の経営構造や医療と福祉の関係という観点から、上記の問いに迫っていただく。佐藤報告によって、コロナ即応病床があつという間に払底してしまう現状について、その構造的要因が新自由主義改革以前にすでに形成されていたことを私たちは知るだろう。

次いで高岡裕之氏の報告では、戦後の医療史でも政治史でも十分に検討されることのなかった1960～70年代の医療構想を検討していただく。その作業を通じて、私たちは今日の日本における医療システムのオルタナティブを歴史のなかに発見することになるだろう。

両報告について、廣川和花氏には医療史ないし広く歴史学への位置づけという視点から、中北浩爾氏には政治史の立場から、それぞれコメントを頂戴する。

当日は、会員諸氏による多数のご参加と活発な討論をお願いしたい。

## 【告知】同時代史学会・第30回関西研究会のご案内

〈報告者〉

山本昭宏氏（神戸市外国語大学）

「放射脳」と「感謝」：東日本大震災後の日本社会における分断と統合についての一考察」

〈討論者〉

酒井隆史氏（大阪府立大学）

**日時：2021年11月13日（土）14:00～17:00**

Zoomにて開催

参加費：無料（会員外の方にもお声をおかけ下さい）

参加の場合は、登録を下記のURLでしていただければ幸いです。登録後、当日のZoomのURLが届きます。

このミーティングに事前登録する：

<https://us06web.zoom.us/meeting/register/tZctceCrqz4tHNJY0wjfnQ0WxkIzVPLvxsIB>

## 第 49 回定例研究会

日時 2021年7月3日(土) 13:30~17:30

場所 Zoomによるオンライン開催

共通テーマ 院生・若手修士論文報告会

### 〈研究報告〉

山本竜希(一橋大学大学院社会学研究科博士課程)

[「1950年代から60年代の日本社会における〈軍歌〉」](#)

市川周佑(青山学院大学大学院文学研究科博士課程)

[「佐藤栄作内閣における官房長官一木村俊夫・保利茂を中心に」](#)

草薙志帆(東京都立大学大学院人文科学研究科博士課程)

[「保守の危機の時代における『政治改革』論](#)

[—1960~70年代初頭における選挙制度改革論をめぐる—](#)

### 〈報告要旨〉

1950年代から60年代の日本社会における〈軍歌〉

山本 竜希(一橋大学大学院社会学研究科博士課程)

1,はじめに

本報告では、戦後、特に1950年代から60年代の日本社会における軍歌のありようを検討した。

戦後社会における軍歌を扱った先行研究では、現在まで軍歌が「脱文脈化」「再文脈化」されつつ「継承」されてきたことが指摘されているが(吉田純「軍歌を歌えるか」『ミリタリー・カルチャー研究』青弓社、2020年)、「継承」そのものがいかになされてきたのか明らかにされてきたとは言えない。また1962年にアイ・ジョージが《戦友》を歌ったことを軍歌再登場のきっかけとする論調が主流で、それ以前、特に1950年代の軍歌についてはあまり論じられていない。これは、その多くが、アイ・ジョージの《戦友》を戦後の軍歌「復活」の大きなきっかけであったとする、古茂田信男[他]『日本流行歌史 戦後編』(社会思想社、1980年、原著は1970年)を参照しているためであったが、この古茂田らの見解は検証されておらず、「アイ・ジョージ《戦友》神話」とでも言うべきものが形成されているとも言える。

これらの先行研究の問題点から、本報告での課題として、「アイ・ジョージ《戦友》神話」

の検証と、軍歌がいかに「継承」されてきたのかを検討することで、1950年代から60年代における軍歌の姿の一端を示すことを設定した。

課題にあたっては、史料として、新聞や週刊誌の記事を中心にしつつ、投書や読者投稿、個人の回想記なども併せて用いた。これは、軍歌の受け手の動向にも注目するためである。

また本報告で扱う軍歌について、軍歌・軍国歌謡・兵隊節のいずれをも含むものとして〈軍歌〉を設定した（以下、煩雑をさけるためすべて〈〉を外し、軍歌とする）。

## 2, 占領期の軍歌

敗戦後、占領政策の中で教育現場やラジオなどの公的空間から軍歌が「追放」された。しかし、その一方で、子どもたちが《お山の杉の子》を元の歌詞のまま歌い、また大学生が懇親会で歌っていたように、軍歌は人びとの間から消えてはいなかった。こうした状況は後年振り返られて、「戦後軍歌ブーム」の「第一期」とされるほどであった（『毎日新聞』1970年8月12日、東京、朝刊）。

この背景には、①軍歌に代わる楽曲がなかったこと、②戦争が既に懐かしさと共に振り返られるようになっていたこと（戦争責任が実感をもって受け止められていなかったこと）、③変わりゆく社会への反発や憂さ晴らしがあったことを指摘したが、特にこの③は、パチンコ店の店頭で流され始める《軍艦マーチ》へと繋がっていくことになる。

## 3, 1950年代中盤までの軍歌

1951年の春先には、元海軍パイロットの田中友治が占領軍への反発からパチンコ店の店頭で《軍艦マーチ》を流すということが起こった。MPの許しが出たこともあり、以後日本中のパチンコ店だけでなく、キャバレーなどの様々な場で《軍艦マーチ》が聞かれるようになり、さながら《軍艦マーチ》の「復活」とも呼べる状況となった。

しかし、ポルカ調に編曲した《軍艦マーチ》のレコードをコロムビアが発売できなくなったように、この「復活」は厳しく批判され、その様子は新聞投書にも見られた。

その一方、森伊佐雄が素直に認めていたように、《軍艦マーチ》に対して素朴に「郷愁」を感じることもあり、反戦や平和を求める心情とごく自然に共存していた（森伊佐雄『昭和を生きる』平凡社、1957年）。

とはいえ、こうした「復活」への批判は元軍人たちも無視できないほど大きなものであったが、1950年代後半になると変化の兆しが見られるようになり、それは『明治天皇と日露大戦争』の公開をきっかけとするものであった。

## 4, 『明治天皇と日露大戦争』の公開と軍歌

1957年4月に『明治天皇と日露大戦争』が公開され、作中で多くの軍歌が使用されたこ

とをきっかけとして、軍歌を求める声が高まっていた。ところがレコード各社は、社会的な反発の可能性も無視しえず、原曲ではなくジャズなどに編曲したものを吹き込み、レコードとして発売した。

しかし、かねてからのリバイバルブームとも相まって、1960年にキングレコードが発売した『思い出の軍歌集』のように、次第に原曲を吹き込んだレコードの発売が可能となり、レコードを企画した長田暁二は、この状況を「軍歌ブーム」と言った（長田暁二 [編]『日本軍歌大全集—軍歌・愛国歌・戦時歌謡・軍隊ラッパ』全音楽譜出版社、1968年）。出版社に勤務していた伊藤桂一も、「軍歌への郷愁ムードが最高に醸成された」のは「昭和三十六年の夏」と述べているように（伊藤桂一『戦旅断想 草の海』光人社、1986年）、1960年から1961年ごろが「軍歌ブーム」のピークであったと言える。

ピークの背景には、戦争や軍隊へのノスタルジアが醸成されたことと、戦後派・戦無派による軍歌受容があったと考えられる。前者は、生活の安定化などによって戦争体験が懐かしさをもって語られるようになり、そうしたノスタルジアをかき立てるものとして軍歌があったことを、後者は、戦後派や戦無派によって、戦争や軍隊とは切り離されたものとして軍歌が受容されていたことを意味する。

戦争体験者と戦後派・戦無派の「共犯」によってこうしたブームとなっていたと言えるが、この中でアイ・ジョージは《戦友》を歌ったのである。

## 5, アイ・ジョージ《戦友》

1961年1月の京都労音例会で、次いで東京労音の「うたえ！アイ・ジョージ」と題した例会で、アイ・ジョージは《戦友》を歌い、大きな話題となった。

この《戦友》は、「舞台演出上のアイディア」という側面が強かったが（小村公次『徹底検証 日本の軍歌』学習の友社、2011年）、軍隊や帝国主義下の兵士や民衆の体験を想起させられるものであり、それが反戦へとつながるものとして評価された。

一方で、林光や吉本隆明など、こうしたアイ・ジョージ《戦友》解釈を批判的に見るものもいた。彼らは、「ある種の罪悪感」や「理念」＝「ふるい呪縛」から軍歌を解き放ったものとして、アイ・ジョージの《戦友》を評価していた（林光『死滅への出発』三一書房、1965年。吉本隆明「解説」『現代日本思想体系4 ナショナリズム』筑摩書房、1964年）。

しかし林は同時に、アイ・ジョージであっても「マエセツ」を付けなければならなかったと、その限界も述べている。1950年代後半からの「軍歌ブーム」の中、軍歌を取り上げる場合にあっては何らかの弁明＝「マエセツ」をつけなければならず、アイ・ジョージも「反戦の思いがある」と述べており（東京労音運動史編さん委員会 [編]『東京労音運動史—1953～2000年の歴史』東京労音、2004年）、この「マエセツ」からは逃れられていなかったと言える。

以上から、1950年代後半から1961年までの状況を踏まえると、アイ・ジョージの《戦友》は、1950年代後半からの「軍歌ブーム」の流れの中に位置づくものであり、確かに1960年代初頭にあつての軍歌の盛り上がりの一つではあつたが、従来の研究で指摘されているほどの画期性はなかつたと考えられる。

## 6, 1960年代中盤から後半までの軍歌—「森繫軍歌」と「水前寺軍歌」

1960年代中盤から後半の軍歌を象徴するのが、元兵士を中心とする戦争体験者を拵んだ「森繫軍歌」と、若年層を取り込んだ「水前寺軍歌」であつた。

森繫久彌によって歌われた「森繫軍歌」は、1968年8月に「明治百年」を睨みつつ、コロムビアから『哀しき軍歌』として発売されたが、これはタイトルにもある通り、「哀しさ」を前面に押し出した軍歌であつた。その点が元兵士たちの心を拵み、ベストセラーとなつていた。ここからは、占領期から見られた懐かしさと結びついた軍歌が「哀しい」ものとなつていた、ということを示すことができる。

一方、水前寺清子によって歌われた「水前寺軍歌」は、彼女のファンを中心にヒットした。この背景には、水前寺が演歌として歌っていることと、受け手が演歌に近いものとして受け取つていたことがあり、そこには「軍歌にまつわる後ろめたさ」からの「解放」と、受け手が戦争を知らないことが影響していると指摘されていた（『週刊文春』10巻38号、文藝春秋社、1968年9月）。

こうした若年層にとっての軍歌は、家庭内やテレビ・ラジオなどのメディアを通して日頃触れてきたため、比較的身近なものでもあり、高校生のラジオへの楽曲リクエストに軍歌が多く含まれてきたように、流行歌や演歌と同様なものとして受け止められていた。

当然、彼らの軍歌は、体験と結びついた戦争体験者のそれとは異なり、戦争からは遊離したものであつたが、その一方、東京12チャンネルで放送された「あゝ戦友あゝ軍歌」に寄せられた投書のように、番組をきっかけに戦争の時代を考えるようになったとする若年層の姿もあつた。

## 7, おわりに

以上見てきたように、敗戦から講和以後も軍歌は変わらず人びとの間にあつたが、こうした中、1950年代後半に、特に『明治天皇と日露大戦争』の公開をきっかけとして「軍歌ブーム」が発生し、軍歌を取り扱うことへの弁明＝「マエセツ」を伴いながらも1960年代前半にそのピークを迎えていた。アイ・ジョージの《戦友》は、「マエセツ」を付けなければ歌えなかつたという点でこの「軍歌ブーム」の流れに位置づくと考えられるが、そういった点で従来の研究で言われていたほどの画期性はなかつたのではないか、ということを示す。

また「継承」について、戦争体験者にとっての軍歌は戦争体験と結びついたものであり、

「懐かしさ」、次いで「哀しさ」とつながっていった一方、戦後派、戦無派には、演歌の延長など、音楽の一ジャンルとして捉えられており、戦争から遊離したものを見なされていた。また、1960年代後半においては、戦争の時代を知ることができるものともされており、こうした戦後派、戦無派の軍歌の捉え方は、現在においても広く見られるものでもある。現代における軍歌の捉えられ方の原型が、既に1950年代から60年代に形成されていたと指摘できよう。

体験者が自身の体験と結びつけて軍歌を歌いつづけた一方で、戦後派や戦無派からは、あるいは戦争から遊離したものとして、あるいは戦争を知ることのできるものとして見なされていたが、これまで見て来たような形で、戦争との結合と遊離が繰り返されつつ（戦争体験と結びついた軍歌の「脱文脈化」と「再文脈化」）「継承」されてきたと結論付けた。

佐藤栄作内閣における官房長官一木村俊夫・保利茂を中心に—

市川周佑（青山学院大学大学院文学研究科博士課程）

## 序章

本報告は、佐藤栄作内閣期の官房長官について、木村俊夫、保利茂の二名を事例として検討し、政権における官房長官の役割を明らかにするものである。

いわゆる「橋本行革」を契機とし、2001年の省庁再編が実施される中で、首相官邸の権力が強化され、「官邸主導」と呼ばれる政治手法が注目を集めることとなった。「官邸主導」を支える重要な存在が官房長官であり、官房長官という存在にも関心が高まっている。しかし、これまでの戦後政治史研究の中では、官房長官の動向が注目されることはほとんどなかったといってよい。だが、総理大臣の「女房役」ともされる官房長官の重要性は戦後政治に通底するものであると考えられる。そこで本報告では、佐藤内閣を事例に、政権運営における官房長官の役割を明らかにする。

これまでの佐藤内閣に関する研究では、沖縄返還などの外交史的成果に関心が集中し、外務省や総理大臣といった存在が主な検討対象となっており、官房長官は注目されてこなかった。また、戦後、内閣法制定過程で、内閣を「合議制の大統領」と規定したことで、総理の影響力が制限されることとなり、脆弱なイメージが定着したため、70年代以前の内閣官房はほとんど顧みられることはなかった。

しかし、近年、佐藤内閣の内閣官房や官房長官の重要性が認識されつつあり、とりわけ、木村俊夫、保利茂という二人の官房長官の意義が指摘される。そこで、本報告では、この木村、保利官房長官期を主な分析時期とする。

## 1.官房長官に対する基礎的考察

第一章では、議論の前提として、1966年の内閣法の一部改正過程を検討し、官房長官の制度的存立基盤と、官房長官の職掌について考察した。そこで明らかになったことは、官房長官の多忙さに比して、それを支える制度的根拠、補佐体制が脆弱であるということであった。

官房長官は、政府のスポークスマンであり、各大臣との調整を行った。さらに、佐藤内閣独自の役割として、ブレインとの窓口という機能も存在した。しかし、官房長官の多忙さゆえその負担が大きく、官房長官が国務大臣でないことによって、国会における官房長官の立場の曖昧さや各省大臣との不均衡という問題が生じたのである。このような問題を解決するため、佐藤内閣の最初の官房長官である橋本登美三郎と内閣官房の内閣審議室を中心に、内閣法の改正による官房長官の国務大臣化と補佐スタッフの新設が検討された。

内閣官房は、1964年に提出された臨時行政調査会の答申に着目した。この答申の内閣機能強化に関する部分では、予算編成権の内閣移管、内閣府の設置、内閣および総理のブレインとして「内閣補佐官」を設置することが盛り込まれた。内閣官房側は、この「内閣補佐官」を内閣官房副長官の増員と読み替え、答申に盛り込まれていない官房長官の国務大臣化とあわせ、内閣法の一部改正案を作成したのである。しかし、国会審議において、官房長官の補佐体制の充実の部分が削られ、官房長官の国務大臣化のみが実現した。

一連の計画は不完全に終わったが、官房長官が国務大臣となったことで、国会との関係、他の閣僚との不均衡という問題は解消した。そして、制度的な意味において官房長官が真に内閣の一員となり、総理あるいは内閣を代理し得る存在となったのである。

## 2.木村俊夫官房長官期

第二章では、木村俊夫官房長官期を検討した。木村は、1966年8月に官房副長官に就任し、1967年6月に官房長官に昇任した。木村の特徴は、極めて官房長官的な官房長官であったことである。木村は、メディアと親しく接し、記者たちからの好感を得た。

このような木村長官の特色は、1967年の佐藤訪米への随行、エンタープライズ入港をめぐる政府発表に見出せる。1967年3月、木村の官房長官就任と前後して、サンケイ新聞記者の楠田實が首席秘書官として官邸入りした。楠田は、佐藤総理のブレイン集団であるSオペレーションの中心人物だった。秘書官就任に際し、佐藤総理はマスコミ対応と政策立案を楠田に任せており、マスコミ対応は佐藤政権の重大課題の一つであった。木村官房長官とメディアとの親和性の高さを評価する楠田首席秘書官は、67年11月の佐藤総理訪米に際し、木村長官を同行させることを強く支持した。この結果、木村長官の訪米随行が決定することとなる。官房長官の外遊は極めて異例な事態であった。さらに、1968年1月の原子力空母・エンタープライズ入港に際しては、国民感情に配慮する必要性を指摘し、ハト派としての評

価が定着することとなる。

また、木村は、ブレインとの接触も行った。沖縄返還では、1968年2月に設置された基地問題研究会の政府側窓口となった。さらに、中華人民共和国との国交正常化という問題については、楠田首席秘書官や内閣調査室を通じて知識人たちとの勉強会を主催した。

### 3.保利茂官房長官期

第三章では、保利茂官房長官期を検討した。1968年11月30日の内閣改造により、保利茂建設大臣が官房長官に、木村官房長官が副長官に降格する人事がなされた。楠田は、このような陣容を官房長官が二人できたようなものとして、「大型官房」と形容する。

この組閣の意図は、第一に大学紛争の收拾であった。当時大学紛争は全国的な問題となっており、その收拾が急がれた。保利官房長官は、大学紛争対策に着手し、法案作成、政府・与党折衝を全面的に担当した。保利長官は、大学紛争の收拾なくしては、沖縄返還の実現はできないと考えていた。自らが大学紛争対応を担い、佐藤総理を返還交渉に専念させようとした。さらに、沖縄返還にあたっては、「核抜き・本土並み」での政府内の意思統一を図り、69年11月の総理訪米に際しては、交渉を補佐するため、特派大使として訪米する意向を示した。政府内では、訪米後の解散が検討されており、保利長官は佐藤総理の指示を先取りする形で、楠田首席秘書官と帰国後の臨時国会準備を進め、自民党側とも選挙対策で意思疎通を図ったのである。そして、1970年3月のよど号ハイジャック事件では、国会答弁や外国の賓客の接遇に追われる佐藤総理に代わり、保利官房長官が指揮を執った。

一方、副長官となった木村には、秘書官の派遣や副総理室を執務室とするなど、官房長官時代と変わらぬ待遇が用意された。官房長官が副長官に格下げされることは例がなく、実質的には、官房長官時代と同様の待遇が用意された。

木村は、記者やブレインの対応、外交政策の樹立を担った。保利官房長官は記者対応が不得手であり、木村副長官もオフレコの記者懇談会を開催し、保利を補佐した。さらに、1967年の時と同様、69年11月の沖縄返還交渉のための総理訪米に、木村副長官が随行し記者対応を担った。また、沖縄問題に関しては、木村副長官は、屋良朝苗琉球政府主席と政府とのパイプとしても機能した。

大学問題、中国問題では、官房長官期以上に、ブレインと頻繁に接触した。木村副長官は、楠田首席秘書官を介して、京極純一（東京大学教授）、衛藤審吉（東京大学教授）、高坂正堯（京都大学助教授）、山崎正和（関西大学助教授）らと大学問題について懇談した。さらに、1971年には、中嶋嶺雄（東京外語大学助教授）や内閣調査室らと、中国問題に関する研究会を設立した。木村は、国防会議の機能不全と各省縦割の中、日本の安全保障政策を担う機関の重要性を認識し、ランド（RAND）といった、シンクタンクの設置に意欲を燃やしており、ブレインの導入についても積極的に行ったのである。

## 終章

本報告では、木村俊夫・保利茂という二人の官房長官を分析し、佐藤内閣における官房長官の役割を検討した。

官房長官は政府のスポークスマンであり、総理の代理として振舞う存在である。しかし、官房長官は、極めて多忙である一方、その補佐体制は脆弱であり、國務大臣化以前は制度的根拠が曖昧であった。このような問題を解消するため、1966年の内閣法の改正では、官房長官の地位向上・補佐機構の充実により、官房長官が名実ともに総理の代理として行為することが目指された。しかし、与野党の批判から、國務大臣化のみ実現し、負担軽減の部分は実現できなかった。

1966年に官房副長官となった木村俊夫は、67年に首席秘書官となった楠田實とともに、官房長官と2度の副長官期を通じて、メディア、ブレインと接触した。メディア・ブレイン対応は楠田の重視するものでもあり、楠田首席秘書官の目指す政権運営に木村が不可欠な存在であった。

68年11月30日、保利茂が官房長官に就任し、保利長官－木村副長官という「大型官房」が形成された。保利は佐藤総理を代理する形で懸案処理に当たり、いわば「副総理、的立場」であった。一方、保利が不得手とするメディア・ブレイン対応や外交面は、副長官となった木村が担った。1966年の内閣法改正で実現できなかった、スタッフの強化という問題が、楠田實の首席秘書官就任、木村俊夫の官房副長官への再任によって実現したと捉えることができる。このような体制が強固な政権運営を可能にしたのである。

### 保守の危機の時代における『政治改革』論 —1960～70年代初頭における選挙制度改革論をめぐって—

草薙志帆（東京都立大学大学院人文科学研究科博士課程）

はじめに

本報告では、選挙制度改革が模索された時代という視点から、1960～70年代初頭の政治史を捉え直すことを試みた。具体的には、自民党内に設置された組織調査会、ならびに政府諮問機関である選挙制度審議会での議論の分析を通じて、1960～70年代初頭における選挙制度改革論議はいかなる問題意識に基づき展開されたかを明らかにすることを課題とした。また本報告では、これらの場での議論を単なる技術的な制度改革でなく、広く「政治改革」という文脈から検討した。

1960～70年代初頭は、利益誘導政治の確立（北岡伸一「包括政党の合理化」『国際化時

代の政治指導』中央公論社、1990年）や企業社会の成立（渡辺治『高度成長と企業社会』吉川弘文館、2004年）といった観点から、自民党政治の安定期とされる。その一方で、1960～70年代初頭にかけての自民党は、自治体レベルでの革新勢力の台頭や多党化状況の到来に危機感を募らせており、同時代的には、保守の危機との認識がなされていた。

実際、当該期を通じて自民党内外では選挙制度改革論議が展開されており、1973年5月、第2次田中角栄内閣では、中選挙区制から小選挙区比例代表併立制（以下、「併立制」）への選挙法改正を目指す動きがみられた。従来、こうした動きは、前年12月の第33回衆議院議員総選挙での共産党の躍進による自民党内の危機意識の高まりの中で急速に浮上した「つけ焼き刃の選挙対策」であったとされる（服部龍二『田中角栄』講談社、2016年など）。しかし、自民党や選挙制度審議会では1960年初頭から継続的に選挙制度改革論議がなされていたことから、田中内閣の動きについても、共産党の躍進への対抗策という短期的な選挙戦術として捉えるだけでなく、保守の危機であった1960～70年代初頭を通じた動きとして戦後政治史の文脈の中で実証的に検討する必要がある。中北浩爾氏は、1960～70年代初頭の自民党小選挙区制導入の試みを、自民党結党以来の課題である近代的組織政党的建设のための手段として位置づける（中北浩爾『自民党政治の変容』NHK出版、2014年）。

本報告では、中北氏の議論を念頭に置きながら、より詳細な自民党内の改革論議の実態に迫るとともに、自民党外の場合として選挙制度審議会に着目した。双方の場合での議論の比較検討を通じて、1960～70年代初頭における選挙制度改革論議を多面的に捉えなおすことを目指した。

## 1. 自民党「党近代化」と選挙制度改革——党組織調査会の活動を中心に

自民党では1960年代初頭から抜本的な党改革の取り組みがなされた。こうした取り組みは当時「党近代化」と呼ばれ、これは派閥や個人後援会を解消し、党組織の一本化を図る動きであった。そこで重視されたのが選挙制度改革、具体的には小選挙区制であった。

1962年11月発足の第3次組織調査会（会長：三木武夫）では、選挙制度小委員会が設けられ、党の選挙調査会（政務調査会として1959年設置）と合同会議を開催した。ここで会議録から、「党近代化」を阻む要因とされたのが同士打ちであり、その解消こそ選挙制度改革断行の最大の理由とされたことがわかった。しかし、同士打ち解消のための選挙制度改革では、党利党略のそしりを免れず、小選挙区制導入の大義名分にならない。そのため、建前として二大政党制確立が掲げられた。

また合同会議では、政府の選挙制度審議会への言及もあった。審議会は「別の方向に進むくらいがございます」（吉武恵市）、「独自の立場で進めていく」機関（青木正）というように、審議会は与党の動きと軌を一にするものではないとの認識が存在した。こうした議論が自民党内でなされていたことは興味深い。第3次組織調査会は、1963年10月に「三木答申」

を提出、後にはこれに基づき「党近代化」には選挙制度改革が必須との議論が第7次組織調査会に至るまで展開された。

しかし、1971年7月発足の組織活動調査会（会長：辻寛一）で議論の転機が訪れた。そのきっかけとなったのが、第1回研究会の講師、政治学者吉村正の存在であった。吉村は元来、小選挙区制を中心とする選挙制度改革には否定的であり、党組織拡充こそ最重要課題であるとの認識を持っていた。事実、第1回研究会でも「小選挙区制を採用しましても、政党の組織を近代化させない限り、決して政党本位の選挙制度は行われず」と彼は述べた。こうした吉村の進言を受け、辻調査会は直属の諮問機関として基本問題懇談会（代表：吉村）を発足させた。同懇談会は、これまで解消すべきとされた派閥や個人後援会の積極的活用向党組織拡充の方途を見出す報告書をまとめ、辻会長に提出した。同時に、従来の小選挙区制に代わって打ち出されたのが、総裁公選制度の見直しであった。

## 2. 第7次選挙制度審議会の内実

自党内において、中選挙区制の産物ともいえる派閥や個人後援会の積極的活用を謳う党改革の方針が打ち出されていた頃、一方の選挙制度審議会では、一貫して「政党本位の選挙制度」を目指す改革論議が行われていた。

1970年12月発足の第7次選挙制度審議会（以下、「第7次審」）では、従来1年であった審議期間を2年に延長し、各次審議会の集大成として抜本的な改革論議が展開された。本報告では、『第7次選挙制度審議会議事速記録』の網羅的分析を通じ、従来、政府の「隠れ蓑」とされ、その内実について精査されてこなかった選挙制度審議会における議論の検討に取り組んだ。

1972年1月、第7次審は、任期の半分に当たる1年間の審議を終え、各委員から提出された区制案をまとめた「中間報告」を発表した。その内容は、単純小選挙区制から大選挙区比例代表制に至るまで多岐にわたるものであり、20近くもの案が並んだ。ここで注目すべきは、政権交代の必要から区制改革を説く野党議員の存在である。審議会には各界の学識経験者に加え、各党議員も特別委員として参加していたが、既存の研究では、会での議論が混迷を極めた要因として特別委員の存在が指摘される（中北2014など）。しかし、第7次審において、民社党の門司亮は、「野党の連合制というものを、選挙制度の改正を通じて行ったらどうか」として、小選挙区2回投票制を支持した。また、社会党の西宮弘は、「二大政党を考えるとということになれば、小選挙区に期待せざるを得ない」として、その即時採用には消極的でありながらも、小選挙区制導入に肯定的な見方を示した。こうした発言から、党議拘束がなく独自の立場から改革論議に取り組む特別委員の姿が浮き彫りとなった。第7次審では、政界再編をも視野に入れた議論が党派の利害を超えて展開されていたのであった。これは本研究で明らかにした成果の一つである。

「中間報告」提出後、小委員会で意見調整が行われた後、第7次審では「小選挙区比例代表併用制」（以下、「併用制」）をめぐる議論が展開された。当初、審議会では、小選挙区制に比例代表制を補完的に加味した制度として「併用制」は理解されていた。しかし、議論が進むにつれ、その本質が比例代表制に近いことが判明し、「併用制」の性格をめぐり混乱が生じた。そんな中、自民党特別委員の赤沢正道は、党の公式見解として「併立制案を主張する理由」を発表、複雑で選挙民にも理解されがたい「併用制」に対し、簡明直截な「併立制」として、その優位性を説いた。それにより、当初「併用制」を支持した委員が「併立制」支持に回る動きがみられた。しかし、彼らが支持した「併立制」は、赤沢が主張したものとは大きく異なっていた。赤沢の説く「併立制」は、比率「7：3」（小選挙区：比例代表）、投票方法「1人1票制」という多数党に有利なものであったのに対し、第7次審が支持した「併立制」は、「5：5」「1人2票制」という比例代表の色彩が強いものであり、「政局の安定」と「民意の反映」を両立し得る区制として想定された。それは、小選挙区制論者の御手洗辰雄や比例代表制論者の土屋正三という当初支持する区制が対極にあった委員までもが、最終段階に至り、実現可能な案として「併立制」を支持したことからも明白である。

約2年に及ぶ審議を経て、会は「答申」提出に向け意欲をみせた。ところが、当時新たに首相となった田中角栄は選挙制度改革には消極的であった。これを受け、第7次審は、1972年12月、最終的に「併立制」「併用制」「小選挙区制」「比例代表制」の4案を併記した「報告書」を首相に提出、その任期を終えることとなった。

### 3. 政治問題化した選挙制度改革問題

当初は選挙制度改革に消極的な田中首相であったが、第7次審「報告書」を受け取った途端、「絶対に今国会中にやる」とその態度を一変させた。これにより、党は改革案作りに奔走した。しかし、最終的に提示された自民党「併立制」案は、「1人1票制」であるうえに、革新勢力を意識して都市部に3人区を置くなど、第7次審「報告書」から大幅な修正がなされ、党利党略が色濃く反映されたものであった。

これを受け、野党各党は国会審議を拒否、国会は空白状態に突入した。国会外では、社会党、公明党、共産党を中心に「小選挙区制粉碎」をスローガンに掲げた大衆運動が行われ、そこには「憲法改正をもくろむ」「自民党一党独裁政治の『永久化』をはかろうとする政治的クーデター」との言葉が並び、60年安保闘争をも上回る規模の抗議体制がとられた。

このように、選挙制度改革が政治問題化した途端、それは「選挙制度改革—小選挙区制—憲法改正—徴兵」という飛躍した論理で捉えられ、小選挙区制の「おそろしい」部分だけが広まっていった。これにより、1960～70年代初頭を通じて選挙制度審議会で議論された「併立制」や「併用制」の真の狙いについて、当時の社会において全く吟味されることのないまま、審議会はやがて実質的な休眠状態に陥る。会が再び動き出すのは、「政治改革」の動きが

活性化してくる 1980 年代末のことであった。

おわりに

自民党では、同士打ち解消という党内問題解決の手段として選挙制度改革が位置づけられており、それは一貫して党内構造変革の論理、いわば狭義の「政治改革」論であった。一方、選挙制度審議会において、同士打ち解消や金のかからない選挙にすることは「政党本位の選挙」の実現から派生する副次的効果に過ぎず、選挙制度改革の主目的ではないとされた。ここでは、将来的な政界再編をも企図した、いわば広義の「政治改革」として選挙制度改革が想定されていた。つまり、第 7 次審で行われていたのは、戦後日本の政治体制を危機と捉え、党派を越えてその打開策を模索する議論であった。それは、自民党が目指した狭義の「政治改革」とは一線を画すものであった。ましてやそれは、当時、反対勢力によって唱えられていた田中内閣の政治戦略を後押しするようなものでもなかった。

第 7 次審の改革構想が広義の「政治改革」であったと評価できるのは、1980 年代末～90 年代初頭、これをもとに「政治改革」が議論されたことをみれば、一目瞭然である。

## 第 29 回関西研究会

日時 2021 年 7 月 11 日（日）14:00～17:00

場所 Zoom にて開催

〈研究報告〉

松本章伸氏（日本学術振興会特別研究員 PD・大阪大学）

「占領期沖縄の 2 つのラジオ放送—米軍による番組制作指導と表現形式から読み解く」

〈報告要旨〉

占領期沖縄の 2 つのラジオ放送  
—米軍による番組指導と表現形式から読み解く—

松本 章伸

はじめに

本発表では、米軍占領下沖縄の 2 種類のラジオ放送で行われていた番組制作指導と表現形式の分析を通じて、同時代の沖縄に住む人々の思考の仕方がいかに形作られていたのかについて明らかにすることを目的とした。ここでのラジオ放送とは、「琉球の声」放送局（1950 年～）と簡易的な有線の聴取システムである「親子ラジオ」（1952 年～）のことを指す。

本発表に関連する先行研究では、住民のためのラジオ番組や「親子ラジオ」の番組に携わる人々が、米軍からいかなる制作指導を受け、どのような放送政策をもとに具体的にいかなる番組が制作されていたのかについては、議論の対象となつてこなかった。

そこで本発表では、統治下で放送を担った実務者への聞き取りと、同時代に制作された放送関係資料や親子ラジオの番組音源、さらに、琉球列島米国民政府（以下、USCAR）の占領関係資料を通じて、いかにラジオを用いた統治政策を行っていたのかについて考察を行なった。これらを知ることは、ソ連の核実験成功（1949 年 8 月）や、中華人民共和国の成立（1949 年 10 月）、朝鮮戦争（1950 年 6 月～）など、同時代におけるアメリカの極東戦略で用いられていた、情報政策の一端を把握することができると考えるからである。

「琉球の声」放送局の政策

米軍統治下の沖縄で琉球の人々のために作られたラジオ局「琉球の声」放送について、以下 2 点について報告した。①同放送局を管轄していた米軍の 1 人だったジェームス・ネルソン・タル（James Nelson Tull）の経歴を通じた沖縄での放送政策と、②彼らが制作した番

組の表現形式についてである。

タルは、アメリカとフィリピンで放送業務に携わったのち、沖縄に進駐している米軍向けのラジオ番組の制作を行い、その後「琉球の声」放送局の設立に携わった。タルの経歴を通じて、彼は対外放送の経験はなく、放送を通じた政策を指揮するのは沖縄が初めての地だった。彼は沖縄における情報宣伝活動について、ラジオ局が開局しても米軍政府による一貫した情報政策は行わず、放送業務を「琉球人に任せて」いたという。放送業務を担っていた川平朝清（アナウンサー）への発表者の聞き取りにおいても、タルが川平らに直接指導することではなく、軍政府に所属していた3名の二世に番組内容を口伝えて説明し、それが検閲の役割を果たしていたと話している。その代わりにタルは沖縄のスタッフが自ら放送事業を営むことができるように、GHQ/CIE ラジオ課に対して3つの協力を求めていた。①日本放送協会で作られた409番組の音源と放送台本の提供を依頼していたこと、②日本放送協会の日本人スタッフに向けた番組制作講習会に、沖縄のスタッフ（2名）が参加できるように依頼していたこと、③川平朝清を日本放送協会の「第25回アナウンサー養成講習会」（1952年2月～4月）に参加させてもらえるように依頼していたことである。タルは、日本本土の放送局への協力を通じて、人手不足や技術的な問題で自主制作番組だけで放送時間のすべてを埋めることが難しいことと、東京の制作スタッフの制作技法を沖縄の制作者に学ばせることを目的としていた。タルは直接的な介入を避け、「琉球人の努力」と自発的な番組制作を促していた。

一方で「琉球の声」放送局で川平らが制作した番組は、日本本土のそれと異なった形式が用いられていたことも明らかになった。地元の著名人や沖縄芸能に携わる人々を取り上げ、司会者と各専門家との会話を行う表現形式が多用された。また市井の人々の声を取り上げ、自由に考えを発言させることも控えていたという。

### 「親子ラジオ」の政策

同時代の沖縄で、もう1つの放送を担っていた「親子ラジオ」は、どのような指導にもとづいていかなる番組が制作されていたのを明らかにするために、①親子ラジオの放送政策と、②親子ラジオの番組音源の分析を、沖縄県北部の本部町でかつて放送を行っていた遺族への調査を通じて検証した。

まず制作指導については、1959年以降琉球政府は那覇市を中心に「親子ラジオ」運営者同士に繋がりを持たせ、放送の運営や設備機能を政府が管理するによって統制がとられていたことが先行研究で明らかになっている。しかしながら、発表者の調査によって県北の親子ラジオ社では、そうした規制を受けた痕跡は見つからず、各運営社に委ねられていたことがわかった。また当時同ラジオを聴いていた人への聞き取り調査でも制限を受けたような放送は記憶にないとの証言を得た。

次に、親子ラジオの番組形式について、①番組の放送時間については、おおよそ1時間もしくは30分で、各番組につき1つのテーマを扱っていた。②番組の収録場所は親子ラジオ社に設けたスタジオで収録した番組だけではなく、地域の音楽会や祭りなどの行事に6mmテープのオープンリール録音機を現場にもちこみ、制作者は1人で取材、編集、放送をこなしていた。③番組の種類は13に大別できる。④番組にはすべて標準語が用いられていたことを報告した。

おわりに

統治初期の沖縄における住民のためのラジオ放送局と「親子ラジオ」の2つの放送制作と制作技法の分析を通じて、直接統治下でありながらも「琉球人の努力を通じた」情報宣伝を行うことができるように日本本土へ協力を求めるなど、米軍は沖縄の人々にお膳立てを行った上で、ある種「任された」放送を行わせていた。

一方で2つの放送に共通してみられた沖縄芸能を扱った番組には、米軍の統治政策の一旦を垣間見ることもできた。米軍は沖縄への上陸直後からアメリカの第一線で活躍する研究者を派遣して、彼らの知見をもとに政策を企てていた。その1つが沖縄芸能を保全し積極的にメディアで扱うことであった。いずれの放送局にもみられた沖縄芸能を扱った番組は、必然的に政治的な要素に関わる放送内容を排除することができる。また市井の人々が郷土芸能を発表する模様を収録した番組は、沖縄の人々に主体性を持たせた表現活動を通じて、「民主主義」の一端を体現させていたとも考えることができる。

本発表で取り上げた放送政策や番組だけでは米軍統治下の沖縄における放送政策が十分に理解できているとは言い切れない。米軍による統治政策の変遷についても加味した上で、沖縄のラジオ放送について調査を続けていく予定である。

## 【編集後記】

ひよんなことから News Letter の編集担当をお引き受けすることになった。前任の岡本公一理事による丁寧なお仕事を引き継ぐのは正直荷が重い。この News Letter は、一義的には学会の活動を定期的に会員の皆様にお知らせするという役割を持っているが、それに加えて、学会活動の記録を残していくことにもその意義がある。私たちは「今」に強い関心を持ちつつ「過去」を研究する者だが、その記録は「未来」に向けて作られている。その重責を思うとやはり荷が重いとしか言いようがないのだが、誰かがやらなければ仕方がないので腹を括ってこの仕事をすることにしよう。

さて、編集後記にはその時々の時評のようなことを付記する慣行になっているらしい。これも何かの意味で「未来」への記録になるのだろう。

今回の編集作業は、この間の政局・新首相選出および衆議院解散総選挙のプロセスと並行して進められた。今号が発行される頃には、世の中の関心は新体制のもとでの今後の展望に注がれているに違いない。しかし歴史研究を本分とする身としては、出来立てホヤホヤの「過去」に引っ掛かりを覚えてならない。この間の政局で退任することになった首相の「辞め方」は、大きな禍根を後任者に、そして私たちに引き継ぐことになる。というのも、少なくとも表向きは誰かに何かの責任をとって辞めたのではないからだ。曰く、自民党総裁選とコロナ対策を両立するのは大変だから、コロナ対策に専念するため総裁選には出馬しない。これが彼の「辞め方」だった。それが方便であることは誰の目にも明らかだったが、自民党総裁選に報道内容が集中したこともあって、彼の責任を正面から問う声は大きくならなかった。

歴代最長となった前任者の内閣で枢要の地位を占め続け、その後継を唱えて着任した彼には、やはり何ら責任をとることなく健康問題を理由として辞めた前任者（「責任を感じる」とは繰り返し明言したが実際に「責任をとる」ことはついぞなかった）の責任が引き継がれていたはずだ。自発的に辞めるのであれば前内閣以来の諸々の責任をとって辞める、そうでなければ前々任者がそうだったように選挙結果で責任をとらされる。彼には、そして私たちには、彼のそうした「辞め方」が必要だった。

「おがしいっしょ…まだ誰も責任とってねえんだから」。原発事故で農地を汚された福島県の農業者が、2016年のインタビュー記事で吐き捨てた言葉だ。新聞で目にして以来、この言葉が頭から離れない。具体的な文脈は確かに異なる。しかしこの言葉と今回の首相の「辞め方」は、たぶん地続きの問題だ。責任をとるべき人たちがそうしないのであれば、最終的に責任をとらされることになるのは、そしてそれを引き受けなければいけないのは、きっと私たちだ。

（中村一成）

同時代史学会 News Letter 第 38 号

発行日：2021 年 11 月 1 日

連絡先：〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介 気付

電子メール：[info@doujidaishi.org](mailto:info@doujidaishi.org)